

四運自貨第204号  
四運自監第187号  
令和5年3月30日

一般社団法人高知県トラック協会会長 殿

四国運輸局自動車交通部長  
(公印省略)

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」の一部改正について

標記について、令和5年3月28日付け国自貨第176号をもって国土交通省自動車局貨物課長から別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知願います。

国自貨第176号  
令和5年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」の一部改正について

今般、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遗漏なきよう取り計らわれたい。

国自貨第100号  
平成15年2月14日  
一部改正 平成26年1月 8日  
一部改正 平成27年3月11日  
一部改正 平成30年3月30日  
一部改正 令和元年10月31日  
一部改正 令和5年 3月28日

各地方運輸局自動車交通部長殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿  
沖縄総合事務局運輸部長殿

自動車局貨物課長

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）に対する指導監督及び有効活用については、「民間団体による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進について」（平成2年11月14日付け貨陸第108号）によるほか、先般、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」（平成15年2月14日付け国自貨第99号。以下「新局長通達」という。）が発出され、地方実施機関に対する指導監督及び連携をより一層強化していくこととされたところである。

については、平成15年4月1日以降、地方実施機関への指導監督及び連携の強化を具体的に推進するに当たっては、下記事項について適切に措置することとされたい。

なお、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関との連携強化について」（平成13年3月29日付け国自貨第40号）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

1 地方実施機関に対する指導監督について

地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。）は、地方実施機関に対し以下の事項について、指導、監督を行うこと。

（1）地方実施機関評議委員会について

## ① 評議、提言事項

新局長通達により、地方実施機関として指定されている法人（以下「指定法人」という。）に設置することとされた地方実施機関評議委員会（以下「地方評議委員会」という。）は、地方実施機関の適正化指導の目標件数、指導項目の重点化、啓発・広報活動及び苦情処理等の事業活動状況について、評議、提言を行うこと。

## ② 評議結果、提言の報告

指定法人の長は、地方運輸局等及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）に対し、地方評議委員会の評議結果、提言について報告すること。

## （2）組織・運営区分の明確化について

適正化事業に係る定款・規程の整備のほか、以下の措置を講じて、組織・運営区分の明確化に努めること。

- ① 地方適正化実施本部が、指定法人の他部門と事務室を共同使用している場合には、間仕切り、表示等によりその区分を明確にすること。
- ② 指定法人の事務室を移転、増改築等する場合には、可能な限り、地方適正化実施本部の事務室について当該指定法人の他の部門からの分離を図ること。

## （3）適正化事業指導業務の公正・着実な実施について

以下の事項を徹底し、適正化事業指導業務の公正・着実な実施を図ること。

### ① 巡回指導対象事業者の選定方法

巡回指導対象事業者を選定するに当たっては、地方運輸局等の監査方針等との連携を十分に図るほか、個々の事業者に対する適正化のための指導の必要性を勘案し、優先度に応じた指導内容及び頻度とすること。

この場合、次の各項目のいずれかに該当する事業者については、安全規範等の遵守指導を早期に行う必要性が高いと考えられることから、他の事業者に優先して実施すること。

ア 運輸開始後1ヶ月以降3ヶ月以内の事業者

イ 地方運輸局等の監査等により改善指導を受け、一定の改善を行ったことの報告がなされた事業者であって、地方運輸局等において地方実施機関による改善状況の確認が必要と認める事業者

ウ 地方実施機関の巡回指導の結果、悪質な違反の改善を指導した事業者及び巡回指導における総合評価で「D」又は「E」と判定された事業者（地方運輸局等による監査等を行う場合を除く。）

エ その他、所在不明、利用者等からの苦情があるなど、地方運輸局等において地方実施機関による指導が必要と認める事業者

### ② 巡回指導における事業者評価

適正化事業指導員（以下「指導員」という。）の行う事業者評価が、明確な基準に基づき、均一化された判断により厳正・公平になされるよう徹底を図ること。

また、全国実施機関が取組む安全性評価事業に際して、地方実施機関による巡回指導時の評価項目が当該事業における評価項目の一つとされることから、調査事項の確認状況や評価の判断理由を記録しておくなど、巡回指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じておくこと。

(3) 適正化事業指導業務の厳正・公平な実施

適正化事業指導業務が厳正・公平に行われることによって、貨物自動車運送事業者による事業の適正化が実現されることについて、指導員自身の理解をさらに深めること等、適宜適切な指導を行い、巡回指導等における改善指導等の厳正な実施を図ること。

(4) 要員の確保について

適正化事業指導業務、苦情処理及び安全性評価事業等の実施などに対応可能な要員を確保するとともに、能力ある人材の選任、育成を図り、目標達成のための効率的な運用を行うこと。

## 2 地方実施機関との連携強化について

地方実施機関との連携強化に当たっては、以下の事項について推進を図り、監査・行政処分等の施策と相まって、貨物自動車運送事業の適正化の効果が最大限発揮されるように配意すること。

(1) 地方適正化事業への支援

地方適正化事業が円滑に実施されるよう、以下の事項に配意すること。

- ① 地方運輸局等の監査の結果、改善報告を求める事業者に対しては、予め警告書等において「改善報告後、地方実施機関による指導等がある。」旨を通告しておくこと。また、事業者からの改善報告を待って、必要に応じ、地方実施機関に対し指摘事項の改善状況の確認を要請し、その結果の報告を求める。
- ② 地方実施機関の巡回指導に際し、地方運輸局等において協力依頼文書を発出する場合は、地方実施機関の権限強化等に伴い、巡回指導の法的位置付け等を明確にした内容とすること。(別添「協力依頼文書の例」参照)

(2) 報告連絡体制の構築

連携の効果的な推進を図るため、以下の事項に配意し、報告連絡体制を構築すること。

- ① 地方適正化事業の推進状況(巡回指導結果や指導事項の改善状況等)等の情報については、定期的な報告を求め実態把握に努めること。
- ② 巡回拒否、その他違法性の著しい事業者等、地方運輸局等において迅速に対応する必要があるものについては、速報を求める。
- ③ 利用者等からの苦情が多い事業者については、相互の情報交換を密にし、適切に対応すること。
- ④ 運輸開始届出が行われた事業者については、許可条件の遵守状況報告書及び運輸開始届の写し、事業計画(営業所、車庫、休憩睡眠施設の位置及び収容能力、配置車両数)等、新規事業者に対する巡回指導で必要とする情報を、運輸開始届出書の提出の都度1ヶ月以内を目処に可能な限り早期に、又は月ごとに取りまとめて翌月10日までに、地方実施機関へ情報提供を行うこと。
- ⑤ その他、地方適正化事業が適正かつ円滑に実施され、当該事業の目的が達成されるよう、地方実施機関に対する適時適切な情報提供を行うこと。
- ⑥ 地方実施機関へ提供する情報については、地方適正化事業を行うために使用されるよう適切な管理について指導すること。

附 則（平成27年3月11日 国自賀第87号 一部改正）

1 (3) ①ア及び2 (2) ④の規定は、平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者について適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自賀第184号 一部改正）

この通達改正後の別添は、平成30年10月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

附 則（令和5年3月28日 国自賀第176号 一部改正）

この通達改正後の別添は、令和5年4月1日以降に発出する協力依頼文書から適用するものとする。

別添 協力依頼文書の例（記2（1）②関係）

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

☆☆運輸株式会社  
代表取締役社長 □□ □□ 殿

〇〇運輸局〇〇運輸支局長  
〇〇 〇〇

適正化事業指導員の巡回指導について（通知）

〇〇県における貨物自動車輸送秩序の改善につきましては、従来より〇〇県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「〇〇県実施機関」といいます。〇〇県においては、〇〇社団法人〇〇県トラック協会が指定を受けています。）がこれに取り組んでおり、法律に基づく各事業所への巡回や広報啓発活動等を通じて、業務管理、運行管理等の指導等を行い、もってトラック事業の適正な実施に関して事業者各位による自律的な取組みがなされるよう図っているところであります。

つきましては、下記により、〇〇県実施機関の適正化事業指導員が貴社（〇〇営業所）を巡回することとしておりますので、関係帳票類を当日準備し閲覧させるなど、業務が円滑に実施できるようご協力をお願い申し上げます。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、この巡回指導を拒否したり、適正化事業指導員が求めた説明又は資料提出を拒否したりした場合には、当局による監査等必要な行政措置があること及び巡回指導結果については、後日、当局から〇〇県実施機関に対し報告を求めていることを申し添えます。

特に、総合評価が「E」と判定され、特定の違反項目が未改善等の悪質性が高い行為を〇〇県実施機関が確認した場合は、速やかに当局に通報するよう指示しておりますので、ご留意いただくとともに、総合評価が「D」または「E」と判定された場合は、半年ごとに巡回指導を行い、改善が見込まれない場合は、当該営業所に対して監査を実施する旨、申し添えます。

この度の巡回指導を、貴社のトラック事業をより一層適正に行うための機会とされ、今後とも事業の健全な発展を図られますようお願い申し上げます。

記

1 巡回年月日及び時間

令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～

2 巡回する適正化事業指導員

〇〇県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
適正化事業指導員 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

(適正化事業指導員は当日の状況により変更することがあります。)

(裏面に続きます。)

### 3 関連帳票類（直近事業年度又は直近月のもの）

#### (1) 許認可申請書及び同認可書等

経営許可申請書、登記簿謄本、事業計画変更認可申請書（事前届・事後届）

#### (2) 帳票類

##### ① 業務関係

運転者台帳、運行管理規程、点呼記録簿・点呼執行要領、乗務記録（運転日報）、運行計画及び勤務割当表、乗務実績一覧表（拘束時間管理表）、乗務基準（特別積合せ事業に限る）、運行記録計による記録（チャート紙）、運行指示書、受注伝票、運行管理者・整備管理者選任（解任・変更）届出書、運行管理者資格者証、運行管理者研修（講習）手帳、整備管理者研修（講習）手帳、教育実施計画、運転記録証明書又は無事故無違反証明書、乗務員（運転者）指導記録簿、適性診断受診結果表、適性診断受診計画表、事故記録簿、自動車事故報告書、事業報告書・事業実績報告書（本社営業所（車両が配置されていない場合は、本社営業所に準ずる営業所）に限る）、事業概況報告書、役員変更届出書、車両台帳・自動車検査証の写し、整備管理規程等の規程類、点検整備記録簿、日常点検基準、日常点検表、定期点検基準、定期点検整備実施計画表、賃金台帳、健康診断書・健康診断記録簿、就業規則、36協定、出勤簿、労災保険加入台帳（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書）、雇用保険加入台帳（雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届）、健康保険加入台帳・厚生年金加入台帳（健康保険・厚生年金保険適用届、被保険者資格取得届）

##### ② 経理関係

総勘定元帳、固定資産台帳、経費明細簿、リース契約書、現金出納帳、保険料領収証書等「社会保険料等を納付していることを証する書面」

##### ③ 運輸安全マネジメント関係

安全管理規程、安全管理規程設定（変更）届出書、安全統括管理者選任（解任）届出書

※貨物自動車運送事業法第16条に定める規模以上の事業者の本社巡回に限る（車両が配置されていない場合は、本社営業所に準ずる営業所）。

#### (3) 自主点検表

巡回指導時に確認させていただきますので、事前にご記入下さい。

### 4 連絡先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇貨物自動車運送適正化事業実施機関 Tel〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抜粋）

（事業）

第39条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に關し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。

二～五 （略）

（説明又は資料提出の請求）

第39条の3 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

※地方実施機関＝地方貨物自動車運送適正化事業実施機関のことであり、〇〇〇においては、〇〇社団法人〇〇〇トラック協会が法律に基づき指定されている。

○「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について

(平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 100 号)

改 正	現 行
制 定 平成 15 年 2 月 14 日 国自貨第 100 号 一部改正 平成 26 年 1 月 8 日 一部改正 平成 27 年 3 月 11 日 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 令和元年 10 月 31 日 <u>一部改正 令和 5 年 3 月 28 日</u>	制 定 平成 15 年 2 月 14 日 国自貨第 100 号 一部改正 平成 26 年 1 月 8 日 一部改正 平成 27 年 3 月 11 日 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 令和元年 10 月 31 日
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東・近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東・近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輪 部 長 殿
自 動 車 局 貨 物 課 長	自 動 車 局 貨 物 課 長
「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について	「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について
1 地方実施機関に対する指導監督について (1) (略) (2) (略) (3) 適正化事業指導業務の公正・着実な実施について ① 巡回指導対象事業者の選定方法 ア、イ (略) ウ 地方実施機関の巡回指導の結果、悪質な違反の改善を指導した事業者及び巡回指導における総合評価で「D」又は「E」と判定された事業者（地方運輸局等による監査等を行う場合を除く。）	1 地方実施機関に対する指導監督について (1) (略) (2) (略) (3) 適正化事業指導業務の公正・着実な実施について ① 巡回指導対象事業者の選定方法 ア、イ (略) ウ 地方実施機関の巡回指導の結果、悪質な違反の改善を指導した事業者及び巡回指導における総合評価で「D」又は「E」と判定された事業者（地方運輸局等による監査等を行う場合を除く。）でその後の改善が確認できない事業者

2 (略)

附則 (略)

附則 (令和5年3月28日 国自貨第176号 一部改正)

この通達改正後の別添は、令和5年4月1日以降に発出する協力依頼文書から適用するものとする。

別添 協力依頼文書の例 (記2 (1) ②関係)

(略)

特に、総合評価が「E」と判定され、特定の違反項目が未改善等の悪質性が高い行為を〇〇県実施機関が確認した場合は、速やかに当局に通報するよう指示しておりますので、ご留意いたぐとともに、総合評価が「D」または「E」と判定された場合は、半年ごとに巡回指導を行い、改善が見込まれない場合は、当該営業所に対して監査を実施する旨、申し添えます。

この度の巡回指導を、貴社のトラック事業をより一層適正に行うための機会とされ、今後とも事業の健全な発展を図られますようお願い申し上げます。

(略)

2 (略)

附則 (略)

(新設)

別添 協力依頼文書の例 (記2 (1) ②関係)

(略)

特に、①点呼を全くしていない、②選任された運行管理者又は整備管理者が全くいない、③定期点検を全く実施していない、④巡回指導における総合評価が「E」と判定され、点呼の実施が不適切であること等の指摘について、その後の改善結果報告において未改善であった場合などの悪質性が高い行為を〇〇県実施機関が確認した場合は、速やかに当局に通報するよう指示しておりますので、ご留意をお願いします。

この度の巡回指導を、貴社のトラック事業をより一層適正に行うための機会とされ、今後とも事業の健全な発展を図られますようお願い申し上げます。

(略)